

のむらこども園惣川分園

重要事項説明書

(令和8年度版)

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、当園の教育・保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要事項を記入のうえ、当園へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市
所 在 地	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電 話 番 号	0894-62-1111
代表者氏名	市長 管家 一夫

2 利用施設

施 設 の 名 称	西予市認定こども園 のむらこども園惣川分園	
施 設 の 所 在 地	西予市野村町惣川 3888 番地	
連 先	電話 0894-76-0004 FAX 0894-76-0004	
管 理 者	園長 尾上 千恵	
認 可 定 員	20 人	
利 用 定 員	3 歳児	20 人
	4 歳児	
	5 歳児	
開 設 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日	

※管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

※令和 7 年 4 月に野村保育所と野村幼稚園が統合し、幼保連携型認定こども園に移行後、本園はのむらこども園の分園となりました。

3 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

園 舎	構 造	木造
	延べ面積	218 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1 室	ゆ り 組 (満 3、4、5 歳児)

遊戯室（ホール）	1 室
----------	-----

4 施設の目的、運営方針

のむらこども園惣川分園（以下「当園」という。）は、幼稚園的な教育機能と保育所的な生活支援機能の両方を併せ持つ単一の施設です。小学校就学前までの幼児の教育・保育・子育て支援を一体的に行い、質の高い幼児教育を目指します。

平成 24 年 8 月 22 日法律第 66 号で改正された、改正認定こども園法において、学校及び児童福祉施設として法的な位置づけを持つ単一の施設として「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

本園は、認定こども園法（平成 18 年法律第 77 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西予市条例第 42 号）その他関係法令を遵守し、運営を行います。

5 提供する教育等の内容

当園は、次に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 就学前の子供に関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律 77 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項に定められた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容に基づき教育・保育を実施する
- (2) 西予市立幼稚園預かり保育実施要項（平成 25 年西予市教育委員会告示第 7 号）に定める預かり保育
- (3) 給食

幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
3、4、5 歳児	なし	12 時 00 分頃	なし	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (4) その他、市長が必要と認めるもの

6 入園に関する事項

- (1) 当園に入園させようとするときは、当該幼児の保護者は、入所申請書を子育て支援課に提出し西予市長の許可を受けなければならない。
- (2) 保護者又はそれに代わる者が送迎できなければ入園を許可することができない。

(3) 当園を利用することになった幼児の保護者が本園の重要事項説明書に同意した後に教育・保育の提供を開始する。

7 退園又は休園に関する事項

園児が退園又は休園しようとするときは、保護者は、退（休）園願を子育て支援課に提出し、許可を受けなければならない。

8 1号認定保育休園日、保育開始時間・降園時間

※台風、地震等の災害時においては、西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインに基づき休園(所)します。

学 年	4月1日～3月31日		
学 期	第1学期	4月1日～8月31日	
	第2学期	9月1日～12月25日	
	第3学期	1月8日～3月31日	
休 業 日	○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○日曜日及び土曜日 ○夏季休業日（7月21日～8月31日） ○冬季休業日（12月26日～翌年1月7日） ○学年末休業（3月26日～3月31日） ○学年始休業日（4月1日～4月7日） ○上記のほか、特に必要と認める休業日 （土曜日保育の代休）		
登園時間	午前8時30分から		
降園時間	午後14時00分まで		

※休園日については、土・日・祝日において変動有

9 保育料その他の費用と支払方法等

利用者負担（月額保育料）	保護者が居住する市町村が定める額		
① 給食にかかる費用 ※2号認定のみ、3号認定は 保育料に含まれています	月 額	1号認定主食費	400円
		1号認定副食費	3,600円

② 日本スポーツ振興センター共済掛金費 〔 保育所の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費 〕	(1年当たり)	200円
③ 入園・生活発表会・卒園記念写真費 〔 入園、卒園等の記念行事の写真に要する経費 〕 ※個人写真費はコドモンにて各自購入 〔 定期的にクラスごとで園児の写真を配信しコドモンアプリから個人購入する経費 *送料等の別途料金が発生します。 〕	(1年当たり) 300円×2枚 (1枚あたり) 〔 サイズにより料金が 異なります 〕	600円 50円
④ 保育用品費 〔 入園、進級、に当たって、必要なカラー帽子を購入するための経費 〕	(1年当たり)	1,080円
⑤ 保護者会費 700円×12か月 〔 こども園施設の充実並びに後援、その他必要な事業を行うための経費 〕	(1年当たり)	8,400円
<p><支払方法・時期></p> <p>① : 口座振替 (毎月27日 (土・日祝日の場合は、次の営業日) に、指定口座から引き落とし)</p> <p>③ ~⑤ : 口座振替 (該当月の27日 (土・日祝日の場合は、次の営業日) に、指定口座から引き落とし)</p> <p>④ : 個人写真については、各保護者が口座振替、もしくはコンビニから支払い</p>		

10 職員の職種、勤務体制 (令和8年3月1日の状況)

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
分 園 長 (のむらこども園長兼務)	1名	-	園経営に必要な業務を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	1名	-	園長の補佐に努め代行業務を行うとともに保育教諭に対して教育に係る必要な指導及び助言を行う。
保 育 教 諭	1名		教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。
嘱 託 医	-	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康診断並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

嘱託歯科医	-	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康歯科検診並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。
-------	---	----	--

なお、入園児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

<各職種の勤務体制>

職 種	勤務体系
分 園 長	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後17時15分）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後17時15分）
保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後17時15分）

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

11 非常災害対策

(1) 当園は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

(2) 当園は、毎月1回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。

(3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所、避難所は以下のとおりです。

①火災 ②地震災害 ③風水害・土砂災害

広域避難場所	惣川小学校体育館
一時避難場所	惣川小学校運動場
避難所	惣川小学校体育館

※広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

12 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

13 緊急時における対応方法

(1) 当園の職員は、教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。

(2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市子育て支援課及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

惣川駐在所	電話 0894-76-0036
野村消防署	電話 0894-72-0119

- (3) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。
- (4) 当園は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	年額 200 円

14 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情などに係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情申し出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 分園長 尾上 千恵 ・ 苦情受付担当者 主幹保育教諭 篠藤 奈美 ・ 電 話 0894-76-0004 ・ F A X 0894-76-0004 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください</p>
------------	--

第三者評価に係る評議員を以下のとおり委嘱しています。

第三者評価	河野 聡樹	惣川小学校長 0894-76-0111
	井上 尚喜	惣川地域づくり活動センター長 0894-76-0111
	水本 広幸	惣川地域づくり活動センター主事 0894-76-0111
	稲田 はつみ	民生児童委員 080-9834-7510

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	野村診療所
医 院 長 名	大塚 伸之
所 在 地	西予市野村町野村 9 号 53 番地
電 話 番 号	0894-72-0180

(2) 歯科

医療機関の名称	あかし歯科医院
医 院 長 名	明石 宣文
所 在 地	西予市野村町阿下6号331番地4
電 話 番 号	0894-72-3927

16 登園・降園について

園児の送り迎えについては、保護者が責任をもって行うことが原則です。未成年者への園児の受け渡しについては、安全面等を考慮した上、差し控えさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※6歳以下のお子さまについては必ず来るまでの送迎の際、チャイルドシートの着用をお願いします。

17 小学校との接続に関すること（教育委員会との連携）

4歳児及び5歳児については、教育委員会と連携し、保育記録や配慮事項を共有して、小学校への円滑な接続を行います。

また、児童の特性や発達状況に応じて、教育相談（就学のための相談）等の切れ目のない支援を行います。